

# 費用測定における取替法的論理と廃棄法的論理

—ゲルトマッハー説とシュミット説の相違—

壹 岐 芳 弘

## Logic of “Replacement Method” and Logic of “Retirement Method” in the Measurement of Expenses

—Difference between the Theories of E. Geldmacher and F. Schmidt —

Yoshihiro IKI

E. Geldmacher and F. Schmidt have been regarded as the founder of physical (material) capital maintenance theory and their income determination theories are regarded as the same theory in essence, in spite of the difference in their expense-measurement basis. I do not accept such an interpretation on their theories. I want to make clear that the both theories are based on the quite different logics each other in the measurement of expenses, i. e. the logic of “Replacement Method” and the logic of “Retirement Method”, and point out that the both theories must be distinguished from each other in their essential character.

### I 序

ゲルトマッハー (E. Geldmacher) とシュミット (F. Schmidt) の二人が、会計学説史上、実体資本維持説の創唱者として位置づけられているのは周知のとおりである。この二人は、第一次世界大戦後のドイツにおいて突発した急進的なインフレーションを共通の時代的背景として、相互に直接的関連もなく、ほぼ同時に、費用の再調達価格測定による実体資本維持という同一の見解に到達した<sup>1)</sup>、というのが彼らについての一般的理解のようである<sup>2)</sup>。

ゲルトマッハーとシュミットがともに実体

資本維持という共通の考え方を表明しているのは事実であり、その点で二人の学説は非常に類似しているといえる。しかしながら、私見によれば、この二人の学説は、少なくともその利益計算論を具体的に比較する限り、必ずしも同じ系統に属しているとは認め難いのである。そこで本稿では、そのような発想に基づき、両説における利益計算論を費用の再調達価格測定の局面に焦点を絞って比較検討する。そして、費用の再調達価格測定に二つの相対立する論理があることを確かめ、両説の相違点を明らかにしようと思う<sup>3)</sup>。

(注)

1) ゲルトマッハーが再調達価格による費用の測定並びにそれに基づく実体資本維持という見解を表明しているのは、1923年の著書 (Erwin Geldmacher, *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, 第1部, *Grundlagen und Technik der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung*, Berlin, 1923年) においてであるが、この書物における主張の萌芽は、彼の1920年の新聞紙上論文 (E. Geldmacher, *Bilanzsorgen*, *Industrie- und Handelszeitung*, Berlin, 第57-63号, 1920年3月) の中にすでに見出しうるといふことが、ハックスやホルフェルトによって述べられている (Karl Hax, *Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre*, Leipzig, 1926年, 43頁, および, Hans H. Hohlfeld, *Erwin Geldmacher als Forscher und Lehrer*, *Ein Festschrift für Erwin Geldmacher*, *Industriebetrieb und industrielles Rechnungswesen—neue Entwicklungstendenzen—*, Köln/Opladen, 1961年, 98頁)。

一方、同じ問題に関するシュミットの主要文献は、1929年の著書 (Fritz Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, 第3版, Leipzig, 1929年, 再刷, Wiesbaden, 1951年) であるが、この書物の第1版 (F. Schmidt, *Die organische Bilanz im Rahmen der Wirtschaft*, 第1版, Leipzig, 1921年) はすでに1921年に出版されており、その中で第3版における主張の骨子はすでに整えられていたといえる。

従って、再調達価格による費用の測定並びにそれに基づく実体資本維持という考え方が最初に打ち出されたのは、ゲルトマッハーにおいて1920年、シュミットにおいて1921年ということになり、両者ほぼ同時とみなして差支えなからう。

また、この二人の学説相互間の関連性については、少なくとも文献上は殆どつかぬことができない。わずかに、シュミットが上記1921年の著書においてゲルトマッハーの上記1920年の論文を参考文献目録に掲げている点、および、同じくシュミットが上記1929年の著書においてゲルトマッハーの上記1923年の著書に示されている見解を利益計算に関して自らの所論と同じものとして位置づけている点 (F. Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, 再刷版, 76頁参照)

などが確認されるけれども、両学説間の直接的関連性といえるものは見当たらないのである。

- 2) 例えば、次を参照されたい。岩田 巖, *利潤計算原理*, 同文館, 昭和31年, 360-362頁。
- 3) 周知のように、ゲルトマッハー説とシュミット説においては、資産評価に関して相対立する見解が示されている。すなわち、ゲルトマッハー説においては取得原価を基準とする資産評価が主張されているのに対して、シュミット説においては期末再調達価格を基準とする資産評価が提唱されているのである。従って、両説の相違点としては、そのような資産評価面に関しても指摘することができるのであるが、本稿ではその方面には立ち入らずに、専ら費用測定の局面について論ずる。

## II ゲルトマッハーの費用測定論

まず、ゲルトマッハーの所論から考察することにする<sup>4)</sup>。

ゲルトマッハーによれば、企業という経済単位は、経済的成果の追求を活動原理とする有機的に組織された力 (Kraft) の中心点である。そして、企業の活動は、相対立する二つの力の流れ、すなわち、「力の流出」と「力の流入」という絶えざる運動として展開される。ここでいう「力の流出」・「力の流入」が企業会計上の費用・収益にそれぞれ相当する。そして、この両者の比較によって損益が算定される。収益と費用が均衡する場合には損益は生ぜず、補填 (Kompensation) という状態が確認されることになる<sup>5)</sup>。

ところで、ここでいう「力」という概念の具体的内容が問題になるが、ゲルトマッハーはそれについて明確な概念規定を行っていない。彼の論述からは、せいぜい、「経営目的のために役立つ経済的効用もしくは能力<sup>6)</sup>」という一般的かつ抽象的な概念が抽出されるにすぎない。それはともかくとして、ここで重要なのは、ゲルトマッハーの思考において、そのような「力」の担い手が物財 (Gut)

であると解されている点である<sup>7)</sup>。従って、力の流入たる収益と力の流出たる費用の比較によってなされる彼の利益計算とは、具体的には物財の流れを手掛りとして行なわれることになり、それ故、それは物的観点より構想されるのである。

すなわち、ゲルトマッハーの利益計算は、収益財（収益として流入した財、通常は貨幣資産）が「すべての費用財（費用として流出した財——壹岐）を物的に補填するために十分であるかどうか<sup>8)</sup>」（傍点壹岐）という物的観点より論理構成されている。そこにおいて、収益財は物的補填の主体、費用財はその客体としてそれぞれ性格づけられており、収益と費用はともに物的補填という共通の評価基盤<sup>9)</sup> (gemeinsamer Wertbestimmungsgrund) のもとに評価（測定）されるのである。そして、このような収益・費用の測定方法を、ゲルトマッハーは「補填検証の方法<sup>10)</sup>」（Methode der Ersatzprüfung）と名付けている。彼のいう「(物的)補填」とは、一般にいう実体資本維持ないし実体維持と概念的に同義であると解して差支えない。彼の学説が実体資本維持説といわれる所以である。

さて、収益・費用の測定といっても、収益については測定上の特別な問題はない。収益財は通常貨幣資産の形態をとっているのも、その金額はあらためて測定するまでもなく、すでに定まっているのである<sup>11)</sup>。測定に関して特に問題となるのは費用である。従って、費用をいかに測定するかということが、収益財の費用財補填能力を検証するに際しての課題となるわけである。

ゲルトマッハーにとって、費用はいかなる基準で測定されるべきか。その解答は、収益財による費用財の物的補填の検証という前述の考え方から必然的に導き出される。それは、再調達価格 (Wiederbeschaffungspreis) を基準とする測定にほかならない。再調達価格に基づいて測定した費用を収益と対比すること

によって、初めて当該費用財の物的補填の検証が可能になるのである。すなわち、もし再調達価格の大きさにおける費用を上回って収益が存在するならば、その費用測定を通じて留保される収益財によって当該費用財を再調達することが可能であり、従って物的補填が可能であることが判明する。また、収益がその費用に満たない場合には、その収益財を以てしては当該費用財の再調達従って物的補填が不可能であることが明らかになるのである。伝統的会計計算すなわち原価主義会計の計算においては、費用が過去の取得原価（歴史的な原価）に基づいて測定されるために、そのような検証を行なうことは不可能である。そこでは、当該費用財に投下されていた名目貨幣資本が補填されているか否かという貨幣的な意味での補填検証がなされうるにすぎないのである。物的な意味での補填検証を行なうためには、費用は再調達価格を基準として測定しなければならないのである<sup>12)</sup>。

ただ、その場合、その再調達価格がどの時点のものであるのか、具体的には、それが販売日（厳密には費用認識時点）の再調達価格であるのか、それとも実際の再調達価格であるのか、という問題が残る。この点に関するゲルトマッハーの論述は必ずしも明瞭ではない。すなわち、当初の段階（そこでは必ずしも期間計算は念頭に置かれていない）においては、「収益財発生瞬間……に妥当し、かつ、経営が費用を実際に補填しうる価格が費用に関する評価額として考えられる<sup>13)</sup>」として、販売日の再調達価格によって費用を測定するという見解が示されているのに対して、その後、期間計算手続を具体的に述べる段階になると、「減少した効用価値の補填は必ずしも費用発生時点に行なわれるわけではないから、継続的な費用計算においては、基準となる再調達価格は多くの場合見積りうるにすぎない。しかし、このような見積りの結果は……のちに補填のための購入が行なわれた時

に修正しなければならないであろう<sup>14)</sup>」というように、費用測定基準を実際再調達価格に転向する説明がなされているのである。ゲルトマッハー説において、販売日再調達価格による費用測定という見解が示されていたのは、「費用および収益に関しては統一的価値表現 (einheitliche Wertbezeichnung) が存在しなければならない<sup>15)</sup>」という計算操作上の原則が考慮されているためである。費用・収益の統一的価値表現とは、費用・収益を同一価格水準のもとにおいて測定するということを意味するものであり、従って、費用は収益の認識時点すなわち販売日現在の再調達価格によって測定すべしということになるのである。これは、ゲルトマッハーによれば、加算・減算 (この場合は減算) という計算操作を行なうための数学的要求による帰結とされるのである<sup>16)</sup>。

しかし、このような計算操作上の原則あるいは数学的要求が何故に引き合いに出されねばならないのか、全く不可解である<sup>17)</sup>。それは、彼の利益計算に関する基本的な立場——収益財による費用財の物的補填の可能性を検証するという立場——に抵触さえするからである。すなわち、補填検証が最終的に確定するのは販売時点ではなく、実際再調達時点なのであり、従って、少なくとも期間計算を問題とする限り、補填検証を行なうためには、実際再調達価格が費用の測定基準として採択されねばならないからである<sup>18)</sup>。その意味で、ゲルトマッハーが販売日再調達価格による費用測定という当初の主張を変更して、最終的に実際再調達価格による費用測定に帰着しているのは、いわば当然の帰結といえるのである。

ゲルトマッハー説においては、観念上、収益を記録する都度、それに伴って費用を記録することが予定されている。従って、収益の認識時点 (販売日) においてその時現在の再調達価格に基づいて費用が一旦記録される。

しかし、それは、その販売日の再調達価格自体に特別の意味があるからではなく、単に、その時点では実際再調達価格が不明であるために、その見積り価格ないし代替価格として販売日の再調達価格が暫定的に費用額として記録されるにすぎないと解釈されるのである。従って、のちに実際再調達価格が判明すれば、その時点でその価格に基づいてさきの費用額の修正がなされるのである<sup>19)</sup>。結局、期間利益の金額に最終的に作用するのは、あくまでも実際再調達価格にほかならないのである。

非常に要約したかたちではあるが、以上でゲルトマッハーの費用測定論の基本的特徴は一応確認されたことになる。すなわち、彼の費用測定論は、実際再調達価格による費用測定を通じて物的補填すなわち実体資本維持を志向する計算理論として特徴づけられるのである。ただ、ここで、実際再調達価格による費用測定といっても、それを文字通りには適用できない場合があるので、最後にその点について補足しなければならない。それは、期末までに実際再調達価格が未だ判明していない費用部分に関する測定の問題である。

まず、棚卸資産費用の測定の場合から論ずる。棚卸資産費用のうち、期中に再調達がなされ、従って実際再調達価格がすでに判明している費用部分については、その実際再調達価格による測定が行なわれるのは当然であるが、期末までに再調達がなされておらず、従って実際再調達価格が不明の費用部分については、その処理が問題となる。ゲルトマッハーは、具体的例示においては、そのような棚卸資産費用部分の測定に期末の再調達価格を適用している<sup>20)</sup>。その場合の期末再調達価格は、実際再調達価格の代替価格と理解して差支えなからう。

次に、固定資産費用の測定の場合について論ずる。(償却性)固定資産の場合、消耗部分が実際に補填されるのは通常かなり遠い将来のことであるので、固定資産費用の計算に際

しては、実際再調達価格は判明していないのが一般的である。従って、固定資産費用は実際再調達価格に代わる何らかの価格に基づいて計算せざるをえないことになる。理論的には、当該固定資産の将来の再調達価格を見積り、その見積り価格に基づいて減価償却費を計算するという手続が採られるべきであろう。そのような手続を実施することによって、耐用期間が経過するまでに当該固定資産の再調達を可能ならしめるだけの資金が何らかの形で企業内に留保されることになるからである。ゲルトマッハーも次のように述べている。「機械全体が費用化された時には……その使用期間の諸々の収益からその機械の新規購入が可能になるだけの金額が留保されなければならない。耐用期間中にその機械の価格が例えば10,000マルクから12,000マルクに上昇していたならば、その経営は10年の使用期間の諸収益から12,000マルクを留保していなければならない21)」と。

しかしながら、固定資産の将来の再調達価格（上記引用例でいえば12,000マルク）を事前に正しく見積るのは至難のわざである。従って、実践的には、そのような不確実極まる見積り価格を基礎とする代わりに、各期末現在の再調達価格を基礎として固定資産費用（減価償却費）の計算を行なうことになる。この場合の期末再調達価格も、棚卸資産費用の測定の場合と同様に、実際再調達価格の代替価格として性格づけられると思われる。この点に関して、ゲルトマッハーは次のように述べている。「確かに固定資産の場合、減価償却期間中の市場価格（時価）は、まだ遠い将来に存する経営個別的な実際再調達価格とは一致しない。しかしそれでも、市場価格の動きは少なくとも計算日における傾向を示しているのであり、その限りにおいて有用なものである22)」と。

従って、ゲルトマッハー説においては、各期末の再調達価格を基礎とする固定資産費用

（減価償却費）の計算を行ないつつ、かつ、耐用期間中に減価償却を通じて当該固定資産の取替資金が留保されるような措置を施さなければならないわけである。彼はその具体的方法については述べていないが、そのためには、再調達価格の変動に起因して生ずる過年度の償却過不足額をも考慮に入れた減価償却の手続、すなわち、取戻し償却<sup>23)</sup> (nachholende Abschreibung) が每期適用されねばならないと判断される。

以上のように、ゲルトマッハー説においては、消費された財の実際再調達価格が判明していない場合には、棚卸資産費用・固定資産費用の双方に関して期末再調達価格に基づく測定が行なわれることになる。しかし、その場合の期末再調達価格は、費用測定上、実際再調達価格の代替価格として機能しているのであり、従ってそれを費用の測定に用いたとしても、それは決して実際再調達価格による費用測定というゲルトマッハーの基本路線から逸脱することにはならないのである。ゲルトマッハーの費用測定論は、依然として、実際再調達価格を基調とするものであるといえるのである。

(注)

4) 主たる使用文献は、Erwin Geldmacher, Wirtschaftsunruhe und Bilanz, 第1部, Grundlagen und Technik der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung, Berlin, 1923年, である。

5) E. Geldmacher, 前掲書, 1-3頁。

6) 岩田, 利潤計算原理, 364頁。

なお、後述するように、ゲルトマッハーは「力」の流出を物的に補填するために再調達価格に基づく費用測定を主張するのであるが、別の文献(E. Geldmacher, Kapitalbewertung und Kapitalerhaltung, Bernhard Harms 編, Kapital und Kapitalismus, 第2巻, Berlin, 1931年, 369-370頁, および, 同, Gewinnbegriffe und systematischer Grundriß des betrieblichen Rechnungswesens, Zeitschrift für Handelswissen-

shaftliche Forschung, 第23巻第1号, 1929年, 3頁)において, 彼はそのような費用測定を「給付能力」(Leistungsfähigkeit)の維持のための措置であると述べている。従って, その点に着目すれば, 彼のいう「力」とは「給付能力」を意味すると解釈する余地もないではない。

7) E. Geldmacher, Wirtschaftsunruhe und Bilanz, 5-6頁。

ゲルトマッハーのいう物財とは, 正確には「経営経済的物財」(betriebswirtschaftliches Gut)と呼ばれるものであり, 具体的には貸借対照表の借方に計上される資産全体を指す。従って, その中には貨幣資産も含まれるわけであるが, ゲルトマッハーの考え方において, 貨幣資産は一般購買力の担い手として, 従って, 特定の物的資産または用役から独立した存在として扱えられるのではなく, 特定の物的資産または用役の購入のために拘束された存在として考えられている (E. Geldmacher, 前掲書, 65頁参照)。従って, ここでいう経営経済的物財とは, 一般的な意味における物財, すなわち, 貨幣に対立するものとしての物財を意味すると解して差支えないと思われる。

- 8) E. Geldmacher, 前掲書, 9頁。  
9) E. Geldmacher, 前掲書, 8頁。  
10) E. Geldmacher, 前掲書, 11頁。  
11) E. Geldmacher, 前掲書, 12頁。  
12) その場合, 再調達価格と取得原価の差額の処理が問題になるが, ゲルトマッハー説において, その差額は景気変動勘定 (Kojunkturkonto) という資本修正を意味する勘定に記入される。すなわち, 同勘定は, 再調達価格が取得原価よりも高い場合には貸方に設定され, 反対の場合には借方に設定される。なお, 景気変動勘定の代わりに, 価格調整勘定 (Preisausgleichskonto), 価格騰貴勘定 (Teuerungskonoto), 更新勘定 (Erneuerungskonto), 資本勘定 (Kapitalkonto) などの勘定を用いてもよいとされている。いずれも資本修正 (実体資本概念を前提とする) のための勘定であることに変わりはない。E. Geldmacher, 前掲書, 60-61頁。  
13) E. Geldmacher, 前掲書, 13頁。  
14) E. Geldmacher, 前掲書, 61頁。  
15), 16) E. Geldmacher, 前掲書, 8頁。  
17), 18) 森田哲彌, 期間利益の分配可能性と尺度性

——実体資本維持説の利益概念を中心にして——, 一橋大学研究年報・商学研究 4, 昭和35年, 236頁参照。

- 19) もっとも, ゲルトマッハーは, そのような費用の継続的修正手続が技術的に煩雑であることを考慮してか, 「年次計算に関しては期末における一括的修正で十分である」(E. Geldmacher, 前掲書, 62頁)として, 具体的には期末における一括的修正手続しか示していない。  
20) E. Geldmacher, 前掲書, 64頁。  
21) E. Geldmacher, 前掲書, 56頁。  
22) E. Geldmacher, 前掲書, 56-57頁。  
23) 取戻し償却については, 次の文献を参照されたい。Walter Mahlberg, Der Tageswert in der Bilanz, Leipzig, 1925年, 44-45頁。森田, 価格変動会計論, 国元書房, 昭和54年, 81-83頁。

### III シュミットの費用測定論

次に, シュミットの所論の考察に移る<sup>24)</sup>。

ゲルトマッハーが消費された財の実際再調達価格に基づく費用測定を主張しているのに対して, シュミットはその販売日再調達価格に基づく費用測定を提唱している。ゲルトマッハーの場合には, IIで確認したように, 費用測定基準の選択をめぐって内面的な葛藤がみられ, その葛藤の末に実際再調達価格基準が選ばれていた。すなわち, 当初の段階においては販売日再調達価格を基準として費用を測定するという見解が示されていたけれども, 最終的には実際再調達価格基準に転向する説明がなされ, 当初の見解は放棄されているのである。一方, シュミットの場合には, 費用測定基準の選択をめぐるそのような内面的な葛藤はみられない。彼は費用測定に関して販売日再調達価格基準を固持しているのである<sup>25)</sup>。ゲルトマッハー説とシュミット説における費用測定思考の相違についてはのちに検討することにして, ここでは, シュミットが何故に販売日再調達価格基準による費用測定を唱えているのか, その論拠ないし目的について確

認しておきたいと思う。

シュミットは次のようにいう。「企業財産の維持を超えて獲得されたものだけが企業の利益たりうる。従って、財産と利益との間には、判然と境界線が引かれるのである。そして、それを明確に定めることが当研究の主要課題なのである<sup>26)</sup>」と。彼は、そのような利益算定上の基準要素としての「財産」を「資本」とも表現しているが、いずれにせよ、彼にとっては、利益算定に当たってまず財産概念ないし資本概念が確定されなければならないのである<sup>27)</sup>。

シュミットは、会計上の資本概念として次の二種類を掲げている<sup>28)</sup>。

1. 貨幣および貨幣債権を含む具体的財産の在。
2. 貨幣を含むすべての具体的財産の価値を抽象的貨幣単位で表現したもの。

そして、第一の資本概念は具体的資本(Realkapital)概念、第二のそれは抽象的資本(abstraktes Kapital)概念とそれぞれ名付けられている<sup>29)</sup>。彼のいう具体的資本概念とは一般にいう実体資本概念(物的資本概念)、同じく抽象的資本概念とはいわゆる貨幣資本概念にそれぞれ相当すると解して差支えなからう。これら二種類の資本概念のうちいずれが選択されるかによって、利益概念も二通りに分かれることになる。

シュミット説においては、具体的資本概念すなわち実体資本概念が支持され、抽象的資本概念すなわち貨幣資本概念は排斥されている。シュミットは述べる。彼の時価計算論は、「国民および企業の財産がまず第一に貨幣ではなくて物財であるという基本的見解から出発している。それ故、それは、すべての財産が貨幣であるとみなすところから経済計算に発生する弊害をも除去しようと試みるものである。……時価計算の最高原則は、経営をその現実的状態において維持することである<sup>30)</sup>」と。

このように、シュミットは、企業財産(企業資本)の本質に関する物的な見方、すなわち、実体資本概念を前提にして自らの計算理論を展開しようとしているのである。そこにおいて、企業利益は、維持すべき実体資本を維持して残れるものとして規定されることになる。シュミット説が実体資本維持説といわれる所以である。

ただし、本稿においてシュミット説を実体資本維持説という場合のその実体資本維持とは、基準時点に存在していた実体資本の絶対量の維持、すなわち、絶対的実体資本維持を意味しているということをここで付言しておくなければならない。というのは、シュミットにおいては、しばしば、企業の相対的価値維持(relative Werterhaltung der Unternehmung)という考え方が強調されているからである。それは、維持すべき実体資本量を全体経済の一般的生産性の変動との相対的關係において定めるという考え方にほかならない<sup>31)</sup>。しかし、すでに多くの論者によって指摘されている<sup>32)</sup>ように、それは、利益計算にかかわる資本維持概念であるとは認め難い。従って、本稿では、シュミットのそのような相対的維持思考については考察の対象から除外し、シュミット説をあくまでも絶対的実体資本維持説として考察しているのである。

ともかく、以上により、シュミットが実体資本概念を前提とし、実体資本維持という計算目的を掲げていることを明らかにしえたと思う。彼は、そのような計算目的を達成するために、販売日再調達価格に基づく費用測定を唱えるのである<sup>33)</sup>。そこで、次に、実体資本維持という計算目的と販売日再調達価格基準の費用測定とが理論的に整合するかどうかを、吟味しなければならない。

費用を販売日の再調達価格に基づいて測定しても、利益計算過程において実体資本維持が保証されないことは、今更いうまでもない。販売日から実際再調達日までの間に、再調達

価格が変動する可能性があるからである。ゲルトマッハーが費用測定基準を販売日再調達価格から実際再調達価格に変更した経緯を思い起こせば、それは一層明瞭になるはずである。ところが、シュミットは、費用測定基準を変更することなく、敢えて実体資本維持の可能性を主張する。彼は、次のような投資政策（財務政策）を前提とすることによって、問題の解決を図ろうとするのである。

- (1) 棚卸資産は、販売された日（すなわち再調達価格が変動しないうちに）直ちに再調達する<sup>34)</sup>。
- (2) 固定資産については、減価償却留保資金によって当該固定資産の消耗部分を直ちに補填しうる場合には、それを行なう<sup>35)</sup>。
- (3) 固定資産について上記のことが不可能な場合には、同資金を当該固定資産と同様の価格推移を辿る財に投資する<sup>36)</sup>。

紙幅の関係上、具体的論証は割愛せざるをえないが、これらの投資政策を前提とする限り、シュミットの計算基準の枠内においても実体資本維持は一応保証されることになる。すなわち、上記(1)および(2)の投資政策によって、販売日再調達価格は結果的に実際再調達価格と一致し、販売日再調達価格を費用測定基準とするシュミットの計算は、実体資本維持のための計算基準の要件を満たすことになる。また、(3)の投資政策によって、当該投資財のその後の価格変動を通して当該固定資産の取替資金が確保され、以て当該固定資産の実際の再調達すなわち実体維持が達成されるのである。

しかしながら、それらの投資政策を行なうという前提を取り払うならばどうだろうか。そこでは、せいぜい販売時点に即してのみ実体資本維持の可能性を論じうるにすぎない<sup>37)</sup>。シュミットの計算が期間計算として実体資本維持を保証しうるためには、上述の投資政策が不可欠の前提条件として措定されねばならないのである。つまり、彼の費用計算自体は

実体資本維持計算としての完結性を備えているとはいえないのである<sup>38)</sup>。

かくして、シュミットの費用測定論の論拠として実体資本維持思考を挙げることは、彼自身の主張にもかかわらず、必ずしも当を得たことではないということが明らかになったであろう。従って、より適切な論拠を他に求めざるをえないのである。

ここで注目されるのが、シュミット説において確認されるもう一つの利益計算目的である。それは、国民経済に対する企業の貢献度を判断する上での指標となる利益、すなわち、国民経済的意味における業績尺度利益を計算しようという考え方にほかならない。以下、その論旨を確認する。

シュミットの利益計算においては、収益と費用は、それぞれ同一時点の販売市場価格と購入市場価格によって測定されるので、利益は販売市場と購入市場という二つの市場間の価格差（Wertsparne）を意味することになる。ところで、シュミットによれば、この二つの市場価格には、当該財産に対するそれぞれの市場における消費者の需要の程度が反映されているとみなしうる。従って、そのような二つの市場価格の差額を計算することによって、企業が当該財産を財の変形や移転という取引活動（Umsatzstätigkeit）を通じて購入市場から販売市場へ引き渡す過程において、その財産に対する消費者の需要度がどれだけ変化したかを、販売時点に即して識ることができる。そして、それによって、消費者の需要を充足するという企業の国民経済的任務の遂行度を判断することができる、とされるのである。

原価主義会計ではそれは不可能である。すなわち、製造業を例に考えてみるならば、歴史的な原価に基づいて計算した製品原価が販売価格よりも低く、従って原価主義会計上利益が算出される場合であっても、もし販売日の購入市場価格に基づいて計算した「原価が販

売価格よりも高いのであれば、その生産は国民経済的にみても損失であろう。何故ならば、それは、その原形のままにしておくか、或いは他の製品に加工した方が消費者の側からより高い評価を受け、従ってより高い程度に需要を充たすところの原価構成要素がこのような製品（より低い程度にしか需要を充たさない製品<sup>39)</sup>——壹岐）に投入されてしまったことを意味するからである<sup>40)</sup>。従って、シュミットによれば、販売市場価格によって測定される収益と対比すべき費用は、過去の取得原価とは無関係に、販売日現在の購入市場価格すなわち販売日再調達価格に基づいて測定されなければならないのである。

シュミットが実体資本維持という計算目的を掲げながら、その目的に必ずしも適合しない計算基準——費用測定における販売日再調達価格基準——を取って固持していたのは、決して故なきことではなかった。彼には、上に確認したような国民経済的業績尺度利益を計算するという別の計算思考があったのである。その計算思考こそが、シュミットの費用測定を支える本来的論拠であると解釈されるのである<sup>41)</sup>。

(注)

24) 使用文献は、Fritz Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, 第3版, Leipzig, 1929年, 再刷, Wiesbaden, 1951年(山下勝治訳, シュミット有機観対照表学説, 同文館, 昭和9年)である。なお、以下本書を引用・注記する場合は、1951年版による。

25) ただし、固定資産費用の測定には、期中平均再調達価格が適用される。販売日再調達価格を基準として費用を測定するという考え方からすれば、固定資産費用は、本来、製品が販売されるごとにその製品に含まれている固定資産消耗部分の再調達価格相当額(販売日の再調達価格を基準として計算した減価償却費)を直接測定することによって求めるべきである。しかし、そのような手続を実践することはきわめて困難である。そこで、

その代替法として、期中平均再調達価格を基礎とする減価償却によって固定資産費用(減価償却費)の計算を行なうことで満足するのである。F. Schmidt, 前掲書, 187-189頁。山下, 前掲訳書, 352-356頁。

26) F. Schmidt, 前掲書, 55-56頁。山下, 前掲訳書, 105頁。

27), 28), 29) F. Schmidt, 前掲書, 56頁。山下, 前掲訳書, 105-106頁。

30) F. Schmidt, 前掲書, 76-77頁。山下, 前掲訳書, 142頁。

31) F. Schmidt, 前掲書, 146頁。山下, 前掲訳書, 146頁。山下・前掲訳書, 277-278頁。

32) 例えば、以下の文献を参照されたい。Ernst Walb, Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, Berlin/Wien, 1926年, 338頁(戸田博之訳, E. ワルブ損益計算論(下巻), 千倉書房, 昭和59年, 151頁)。Hans R. Jordi, Inflation Accounting, Schriftenreihe des Betriebswirtschaftlichen Instituts an der Universität Basel, 第6巻, Bern/Stuttgart, 1980年, 73頁。岩田, 利潤計算原理(前掲), 334-335頁。森田, 期間利益の分配可能性と尺度性(前掲), 243頁。同, 基本文献解題「Fritz Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, 1929」, 一橋論叢, 第45巻第1号, 昭和36年1月号, 41頁。同, 価格変動会計論(前掲), 38頁。中野 勲, 会計利益測定論, 中央経済社, 昭和46年, 87頁。

33) その場合、販売日再調達価格(または期中平均再調達価格, 以下同様)と取得原価(または前期繰越価額, 以下同様)との差額をいかにするか、ここで付言しておく。シュミット説では、その差額は、財産価値変動勘定(Vermögenswertänderungskonto)または価値修正勘定(Wertberichtigungskonto)に記入される。すなわち、同勘定は、販売日再調達価格が取得原価よりも高い場合には貸方に設定され、その反対の場合には借方に設定される。因みに、シュミット説において、期末資産は期末再調達価格によって再評価されるが、それに伴って生ずる評価差額もこの財産価値変動勘定に収容される。財産価値変動勘定は、資本修正を意味する勘定として説明されている(F. Schmidt, 前掲書, 98頁および103頁。山下, 前掲訳書, 185頁および192-193頁)。シュミット

トは実体資本概念を前提としているので、財産価値変動勘定は実体資本概念のもとでの資本修正勘定として規定されることになる。しかし、その点は問題のある所である。

- 34) F. Schmidt, 前掲書, 141頁。山下, 前掲訳書, 269頁。
- 35) シュミットは、耐用年数10年の機械10台が毎年1台ずつ取り替えられるという状況を想定して、その場合の固定資産の実体維持の可能性について論じている。F. Schmidt, 前掲書, 189頁以下。山下, 前掲訳書, 356頁以下。
- 36) F. Schmidt, 前掲書, 199-200頁。山下, 前掲訳書, 376-377頁。
- 37) シュミット自身も、この点に関して、利益の「分配可能性（従って資本維持の可能性——壹岐）は、利益が発生するその瞬間にのみ妥当する」と述べている。F. Schmidt, 前掲書, 241頁。山下, 前掲訳書, 454頁。
- 38) 岩田, 前掲書, 345頁以下, および, 森田, 期間利益の分配可能性と尺度性, 257頁以下, 同, 前掲書, 26頁, 参照。
- 39) 森田, 前掲論文, 246頁参照。
- 40) F. Schmidt, 前掲書, 57頁。山下, 前掲訳書, 107-108頁。
- 41) 岩田, 前掲書, 342頁以下, および, 森田, 前掲論文, 297-298頁, 参照。

#### IV 費用の再調達価格測定論における 取替法的論理と廃棄法的論理

冒頭で述べたように、ゲルトマッハーとシュミットは実体資本維持説の創唱者として一般に知られている。この二人が実体資本維持という見解を表明しているのはII・IIIで確認したように事実であり、しかも、彼ら以前にそのような見解を体系的に唱えた者が見当たらないのであるから、彼らに対するそのような一般的理解は決して見当違いとはいえない。本稿で問うたのは、彼らが実体資本維持という考え方を表明しているか否かということではなく、両説が具体的利益計算論の面におい

ても同じ系統に属するものとして一括されるかどうかということであった。そして、それを費用測定<sup>1)</sup>の局面に焦点を絞って比較考察してみたのである。

その結果確かめられたことは、両説において費用の測定基準が厳密には同じではないということであった。すなわち、ゲルトマッハー説における費用測定基準が実際再調達価格であったのに対して、シュミット説におけるそれは販売日再調達価格であった。

この二つの費用測定基準のうちいずれが実体資本維持目的に適合しているか。答は、これまでの考察よりすでに明らかである。すなわち、実際再調達価格にはかならない。従って、利益計算論の面より見れば、実体資本維持説という名にふさわしいのはゲルトマッハー説であり、シュミット説は純粋な意味での実体資本維持説とは認め難いということになる。シュミット説においては、IIIで確認したように、ある特定の投資政策を実施することが前提となっているために、その限りにおいて、彼の計算基準の枠内においても実体資本維持は一応保証される。しかし、利益計算論においてそのような会計外の行為を前提とすること自体きわめて不自然なことであるし、むしろ、それは、自らの利益計算論の欠陥を露呈する以外の何物でもないといえるのである。そこで本稿では、実体資本維持の立場を離れて、別の視点からシュミット説を解釈しなおしてみた。すなわち、シュミットに国民経済的業績尺度利益を計算するというもう一つの計算目的があることを確認し、そして、むしろその目的こそが彼の計算基準の本来的な論拠となっていると解釈したわけである。

しかし、以上のような論法に対して、次のような疑問が提示されるかもしれない。すなわち、販売日再調達価格に基づいて費用を測定しても実体資本維持はある程度（少なくとも原価主義会計の場合よりも）保証されるの

ではないか、従って、そのような費用測定は、計算系統としては、実体資本維持のための本来の費用測定、すなわち、実際再調達価格による費用測定と同じ計算系統に属していると考えて構わないのではないかと。いや、むしろ、そのように考えるのが一般的な見方かもしれない。販売日再調達価格基準の費用測定を問題にしなから、その計算効果として実体資本維持を論ずるとするのは、シュミットに限らず意外に多いのである。確かに、恒常的に価格が上昇する状況を前提とする限り、販売日再調達価格基準の費用測定を行なう場合の方が、原価主義会計の場合よりも、実体資本維持という目的により接近した計算結果をもたらすという事はできよう。しかし、そうだからといって、そのような費用測定を原則とする会計計算を実際再調達価格を基準とする実体資本維持会計と同一視することは、理論的に誤りといわなければならない。

私見によれば、この二つの利益計算は、その費用測定論理において、全く相対立した考え方を基礎とする異なる利益計算の体系であると解されるのである。以下、この点を明らかにしたいと思う。

まず、実際再調達価格を基準とする費用測定の場合から再検討しよう。

費用を実際再調達価格に基づいて測定するという事は、費用の大きさを当該費消費財の取替えのために社内に流入してきた財にかかわらしめて測定することを意味する。すなわち、その場合、費用の測定を規制しているのは、費用として社外に流出していった財に関する価格ではなく、その財の取替えのために社内に流入してきた財に関する価格（すなわち実際再調達価格）にほかならないのである。このような費用の測定論理は、固定資産会計における取替法（Replacement Method）の論理と軌を一つにしている。すなわち、取替法とは、ある固定資産単位を廃棄し取り替えた時、その取替えに要した金額を費用として

計上する方法である。実際再調達価格に基づいて費用を測定するという考え方は、まさに、この取替法の費用測定論理に従うものにほかならないのである。それ故、ここでは、それを「取替法的論理」と呼ぶことにする。

なお、既述のように、費用を実際再調達価格に基づいて測定するといっても、それを文字通りには行ないえない場合がある。当該費消費財が期末までに補填されていない場合がそれである。その場合には、実際再調達価格が未だ判明していないので、費用測定にはそれに代わる別の価格が適用される。理論的には、期末時点で見積った将来の再調達価格に基づいて費用を測定すべきではあるが、そのような価格を的確に見積ることが容易でない場合が多い。特に固定資産の場合にそれが当てはまる。そこで、そのような不確実な価格を基準とする代わりに、期末現在の再調達価格を基準として費用を測定するという方法が採られるのである。従って、その場合の期末再調達価格は実際再調達価格の代替価格として性格づけられるのであり、それ故、そのような期末再調達価格を基準として費用を測定しても、それは、依然として「取替法的論理」に則るものであるといえるのである<sup>42)</sup>。

さて、それでは、シュミット説において確認された販売日再調達価格基準の費用測定はいかなる論理に従うものといえるのだろうか。

シュミットの費用測定論を吟味するならば、そこでは、「取替法的論理」の場合のように、費用の大きさが消費された財の取替えのために社内に流入してきた（または流入するであろう）財にかかわらしめて測定されているとはいえない。費用は、費用として社外に流出していく財自体にかかわらしめて測定されていると思われるのである。販売日再調達価格は、取得原価（歴史的な原価）や修正原価（取得原価を一般物価水準の変動割合に応じて修正したもの）などととも、費用として社外に流出していく財自体に関する価格を意味し

ていると解される。それは、実際再調達価格が消費された財の取替えのために社内に流入してきた財に関する価格を意味しているのと対照的である。従って、実際再調達価格基準の費用測定が「取替法的論理」に従うものであるのに対して、販売日再調達価格基準のそれは、いわば「廃棄法 (Retirement Method) 的論理」に従うものであるとはいえないだろうか。

もっとも、固定資産会計において取替法の対立概念として説明される廃棄法とは、ある固定資産単位を廃棄した時にその固定資産の取得原価を費用として計上する方法を意味する。従って、その意味において、販売日再調達価格基準の費用測定はいわゆる廃棄法とは異なる。しかしながら、販売日再調達価格は、廃棄されていく資産に関する価格である点において取得原価と共通性を有している。すなわち、取得原価が廃棄資産の過去の購入価格を意味するのに対して、販売日再調達価格は、同資産に関する現在の購入価格を意味しているのである。それ故、ここでは、販売日再調達価格基準の費用測定を「廃棄法的論理」に従うものとして解釈しているのである<sup>43)</sup>。

シュミットの費用測定が「廃棄法的論理」に従うものであるということは、彼の計算体系を顧みることによってより鮮明になると思われる。すなわち、その際のポイントは、シュミット説における費用計算と財産計算の関係を吟味することにほかならない。

シュミットの計算体系を考察するならば、財産計算が費用計算に先行するという関係、従って、費用計算が財産計算に規制されるという関係が認められる。ここでいう財産計算とは、販売日になされる財産計算のことである。通常、財産計算といえば、期末時点に存在する資産の価値計算すなわち期末貸借対照表上の財産評価が連想されるけれども、シュミットの財産計算はそのように狭義のものではない。シュミット説においては、財産計算

は期末時点のみならず、観念的には財産価値の変動に応じて継続的に行なわれるものとして考えられている。従って、財産が販売される場合には、費用計算に先立ってまず財産計算がなされるのである。すなわち、シュミット説においては、当該財産が販売される直前ないし瞬間においてその時点の再調達価格に基づいてまず財産額が計算され、しかるのちその財産額が費用に転化するという思考段階が踏まれているのである<sup>44)</sup>。

簡単な設例に基づいて確認してみよう。取得原価1,000 (単位：千円、以下同様) の商品を1,500で現金販売し、販売時点の再調達価格が1,200であった場合を仮定して、その場合の販売日の会計処理を示すことにしよう。仕訳は以下ようになる。

- |            |              |       |
|------------|--------------|-------|
| ① (借) 商品   | 200          |       |
|            | (貸) 財産価値変動勘定 | 200   |
| ② (借) 現金   | 1,500        |       |
|            | (貸) 売上       | 1,500 |
| ③ (借) 売上原価 | 1,200        |       |
|            | (貸) 商品       | 1,200 |

まず、①は、販売の直前ないし瞬間における財産計算によって、商品の評価額を販売日の再調達価格1,200に評価替するための仕訳である。②は、売上収益の記録のための仕訳である。そして、③が、①で計算した商品の財産額を売上原価という費用に転化させるための仕訳である。

以上により、シュミット説において費用計算が販売日の財産計算に規制されているという事情が具体的に理解できると思う。そして、そのような計算の体系は、本稿でいう「廃棄法的論理」を前提とするものにほかならないのである。そこでは、費用として社外に流出していく (廃棄されていく) 財自体に関する価格 (ただし現在価格) が費用の金額を規制しているからである。従って、例えば、上記の販売取引ののちに同種・同量の商品が現金1,300で再調達されたとしても、その1,300と

いう実際再調達価格はさきの売上原価の計算に決して影響を及ぼさないのである45)。

ところが、ゲルトマッハー説の場合には、事情は変わってくる。同じ例に当てはめて、その場合の会計処理を示してみよう。仕訳は次のようになる46)。

① (借) 現金	1,500	
	(貸) 売上	1,500
② (借) 売上原価	1,200	
	(貸) 商品	1,000
	景気変動勘定	200
③ (借) 商品	1,300	
	(貸) 現金	1,300
④ (借) 売上原価	100	
	(貸) 景気変動勘定	100

まず、①は、売上収益を記録するための仕訳であり、シュミットの場合の前記②の仕訳と同じものである。シュミットの場合には、この仕訳の前に販売日の財産計算による商品の評価替の仕訳が行なわれたが、ゲルトマッハーの場合にはそれはなされない。②は、販売日現在で見積った再調達価格1,200に基づいて費用を記録するための仕訳である47)。③は当該商品の再調達に関する仕訳である。そして、④は、②の仕訳に際して見積った再調達価格1,200と実際再調達価格1,300との差額100に関して、費用を追加記録するための仕訳である。この仕訳により、費用は、結局、実際再調達価格1,300によって測定されることになるのである。

以上により、ゲルトマッハー説の場合、費用の金額はその補填のために社内に流入してきた財に関する価格(実際再調達価格)によって規制されているという事情が、具体的に理解されたであろう。そのような費用測定は、まさに「取替法的論理」によるものであり、シュミットの費用測定が「廃棄法的論理」に従っているのと対照的である。

(注)

42) 本稿で問題にしている実際再調達価格(または期末再調達価格)に基づく費用測定法、すなわち、取替法的費用測定法といわゆる取替法とでは、費用の認識に関して必ずしも共通性が認められない。すなわち、いわゆる取替法の場合には、当該固定資産単位の取替時に一括的に費用が認識されるのに対して、取替法的費用測定法の場合には、費用はあくまでも当該資産の部分的消費に応じて徐々に認識されるからである。本稿において実際再調達価格を基準とする費用測定法といわゆる取替法とに共通性を認めているのは、あくまでも、両方法において費用の測定が取替価格によって規制されているという点に関してだけなのである。

43) 本稿で問題にしている販売日再調達価格に基づく費用測定法、すなわち、廃棄法的費用測定法といわゆる廃棄法とでは費用の認識に関しては必ずしも共通性が認められない。すなわち、いわゆる廃棄法の場合には、当該固定資産単位が廃棄された時に一括して費用が認識されるのに対して、廃棄法的費用測定法の場合には、費用はあくまでも当該資産の部分的消費に応じて徐々に認識されるからである。本稿において販売日再調達価格に基づく費用測定法といわゆる廃棄法とに共通性を認めているのは、あくまでも、両方法において費用の測定が費用として社外に流出していく(廃棄されていく)財に関する価格に規制されているという点に関してだけなのである。

44) だからこそ、消費された財の再調達価格と取得原価(または前期繰越価額)との差額を収容する勘定が、財産価値変動勘定と名付けられていたのである。

45) 費用計算に先立って財産計算が行なわれるというシュミットの計算体系からすれば、費用を実際再調達価格によって測定するという思考はそもそも生まれえない。それは、彼にいわしむるならば、販売され企業内に存在しなくなったものについてなお財産計算を行なおうとすることを意味しているからである。F. Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, 73頁(山下訳, シュミット有機観対照表学説, 136頁), および, 同, The Importance of Replacement Value, Accounting Review, 第5巻第3号, 1930年9月, 240

頁、を参照されたい。

- 46) 既述のように、ゲルトマッハーは、技術的簡便性を考慮してか、具体的手続としては原価主義会計上の費用額を一括的に修正する手続を示しているのみである。従って、ここでは、彼の論述から彼が本来念頭に置いていると思われる費用の継続的修正手続を類推して、仕訳を示した。
- 47) この例においては、販売日の見積り再調達価格をシュミットの場合と同額に設定した。しかし、その必然性はないと思われる。すなわち、ゲルトマッハーの場合の販売日再調達価格は、既述のように、「収益財発生瞬間に妥当し、かつ、経営が費用を実際に補填する価格」(傍点壹岐)であった。それは、個々の経営の実情を反映して見積られる再調達価格であり、概念的には実際再調達価格の見積り価格に近い。従って、それは、シュミットが考えているような販売日再調達価格、すなわち、購入市場において平均的に成立し、消費者の当該財に対する需要度を反映している価格とは必ずしも一致しないし、また、その意味内容も異なっていると思われるのである。

## V 結

以上、本稿では、実体資本維持説の代表的学説として知られるゲルトマッハーとシュミットの利益計算論を、費用測定の局面に的を絞って比較検討してきた。まず、II・IIIの各論を通じて、両説において費用の測定基準が異なっているということを明らかにした。ゲルトマッハー説の場合が実際再調達価格であるのに対して、シュミット説の場合が販売日再調達価格であるという違いである。そして、IVにおいて、そのように費用測定基準を異にする両説を新たな視点より比較し直すことによって、両説が相対立する費用測定論理を前提とし合っているということ、従って、両説が同じ系統に属しているとは認め難いということ、を明らかにしたつもりである。

費用を実際再調達価格に基づいて測定するか、販売日再調達価格に基づいて測定するかという違いは、ともすれば、費用測定基準として採択されている当該再調達価格の成立時

点が多少異なっているにすぎないというささいな違いのように考えられるかもしれない。しかし、実は、それはそのように単純なものではない。IVで明らかにしたように、実際再調達価格を基準とする費用測定が取替法的論理に従っているのに対して、販売日再調達価格を基準とするそれが廃棄法的論理に従っているというように、両方法においては、費用測定上の論理が相対立しているのである。そして、そのような明確な認識をもつ限り、ゲルトマッハー説とシュミット説を同じ系統の利益計算論として位置づける通説的解釈には同意しえないのである。